国土交通省及び大阪府の見解

り、建設工事の実施を行わない場合 においては、建設業許可を不要と判 断できるか。

るべき点について、ご教示いただき たい。

パビリオン建設に関する契約におい │一般的に、建設工事の請負とみなしうる業務が含 て、委託を受けた PM 会社等が、発注 まれない契約については建設工事の請負契約と 者の代理人やコーディネーターとし みなされないため、建設業法第 24 条の規定の適 てプロジェクトに参画するものであ 用 を受けるものではなく、よって、建設業の許可 も不要です。

委託を受けたPM会社等が行うこととされてい る業務が建設業法の適用の対象となるか否かに 判断できる場合、契約書等で注意す ついては、 準備行為を含めた建設工事の開始ま でに、当該会社等の業務分担や責任等が契約書 やその附属書類、覚書等において明確にされてい るか、及び当該会社等の業務の実質が建設工事の 請負とみなしうるかという観点から判断される ものです。